

(令和6年3月28日発表)

小林製薬の販売した紅麴原料を使用した健康食品への対応について

◆内容など

令和6年3月27日、小林製薬株式会社販売の紅麴を含む以下の健康食品について、大阪市が食品衛生法第6条違反の疑いで回収を命じました。

- ① 紅麴コレステヘルプ（機能性表示食品）
- ② ナットウキナーゼさらさら粒GOLD（機能性表示食品）
- ③ ナイシヘルプ+コレステロール（機能性表示食品）

1 静岡市内での健康被害の状況 3月28日15時時点

関連が疑われる健康被害の情報1件が食品衛生課に寄せられています。

2 関連食品の自主回収情報 ※3月28日15時時点

(1) 静岡市に届け出があったもの 1件

商品名 「特撰 十六酢」（賞味期限 2024.4.24以降の商品）

届出者 株式会社シャンソン化粧品

※製造工場は岡山県だが本社が静岡市にあるため静岡市に届け出

(2) 他自治体に届け出があった情報で静岡市内に製造所があるもの 2件

届け出があった自治体において対応中ですが、今後必要に応じて静岡市保健所が食品衛生法第28条に基づいた聞き取り・立ち入り等を行います。

4 市民の皆さんへの呼びかけ

お手元に製品がある場合は、直ちに喫食を中止し、身体に異常がある場合は、最寄りの医療機関を受診するか保健所食品衛生課（054-249-3167）にご相談ください。

※平日9:00~17:00で受け付けます

※「対象商品を使用していたがこれまでに身体に異常はない」という場合は保健所へのご連絡は不要です。

※市内の健康被害、回収情報を市公式ウェブサイトでお知らせしていきます。

(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2564/s013031.html>)

その他の情報⇒厚生労働省のサイトをご覧ください

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/daietto/index.html)

【問合せ】食品衛生課

担当 山田

電話 054-249-3167

別紙資料 (有) ・ 無

小林製薬による紅麴関連製品の使用中止のお願い

現在、小林製薬が製造・販売する、紅麴を含むいわゆる健康食品（写真）の回収等が進められています。

これらの製品を購入した方は、直ちに喫食を中止し、身体に異常がある場合には、医療機関を受診するか最寄りの保健所にご相談ください。

なお、機能性表示食品を利用する場合には、以下のポイントに十分に配慮するようお願いいたします。

~~~~機能性表示食品の利用のポイント~~~~

1. まずは、ご自身の食生活をふりかえってみましょう。
 - ✓ 食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。
2. たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合もあります。
 - ✓ パッケージに表示してある注意喚起事項をよく確認して、摂取するようにしましょう。
 - ✓ パッケージには、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取する上での注意事項が表示されていますので、よく読みましょう。
3. 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止しましょう。
 - ✓ 体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。
 - ✓ パッケージには、事業者の連絡先として、電話番号が表示されていますので、商品による健康被害が発生した場合は連絡してください。



【関連リンク】

(機能性表示食品)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

(健康被害情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/daietto/index.html

写真はいずれも消費者庁リコール情報サイトより

